

第一章 定数・任用

例

(昭和三十九年六月十日)

改正 昭和四七年一月一日条例第三号
昭和四九年六月八日条例第五号
平成一四年三月二八日条例第一号
平成一九年三月二八日条例第一号
令和元年一二月二四日条例第二号

第二条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。ただし、組合議会の事務部局の職員は管理者の事務部局の職員においてこれを兼ね、又は管理者の事務部局の職員をもつてこれに充てることができる。

一 管理者の事務部局の職員
事務局長 一人

職員 十二人
計 十三人

二 組合議会の事務部局の職員

書記長 一人
書記 二人
計 三人

三 監査委員の事務部局の職員

事務局長 一人
書記 三人
計 四人

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第一百三十八条第六項、第一百七十二条第三項及び第二百条第六項の

規定に基づき、管理者、議会及び監査委員の事務部局に勤務する

職員（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用

される職員に限る。）又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。

（職員の定数）

- 2 前項の休職中の職員又は育児休業職員が復職した場合において職員の数が前条の定数を超えるときは、定数に欠員を生ずるまで、その職員を定数外とすることができる。

(委任)

第四条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第一号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年条例第一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第二号) 抄

この条例は、令和二年四月一日から施行する。